

退職金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なごみ会（以下「法人」という。）職員就業規則第34条及び准職員就業規則第31条並びに給与規程第41条の規定に基づく職員の退職に伴う退職金に関する事項を定める。

(中退共への加入要件)

第2条 職員が試用期間を含んで3年以上勤続した場合に独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という。）と退職金共済契約を締結する。

- 2 この規程において職員とは、法人の手続きを得て採用された職員をいう。
- 3 准職員については、無期雇用契約している職員に限る。
- 4 前項の勤続期間には休業期間は含まない。

(中退共への掛金月額)

第3条 退職金共済契約の掛金月額は俸給表に準ずるものとし事項のとおりとする。

- 2 係員（1級）： 5,000円、専門係員（2級）： 7,000円、
副主任（3級）： 10,000円、主任（4級）： 12,000円、
係長（5級）： 14,000円、副施設長（6級）： 18,000円、
施設長・本部長（7級8級）： 22,000円
- 3 休業期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働時間の2分の1を超えた期間は、中退共の掛金納付を停止する。

(退職金の額・請求)

第4条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

- 2 職員の退職の事由が懲戒解雇等の場合には、中退共に退職金の減額を申し出ることがある。
- 3 退職金の請求は、退職した被共済者本人（死亡の場合は遺族）に交付する退職金共済手帳により、中退共から支給を受けるものとする。
- 4 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。

(退職金の特例)

- 第5条 勤務期間が3年に満たない職員で在職中、特に勤務成績が優秀で功労があったと認められる職員に対して、法人がその額を定めて法人独自の退職金を支給することができる。
- 2 勤務期間が3年以上の職員で在職中、特に勤務成績が優秀で功労があったと認められる職員に対して、法人がその額を定めて、法人独自の退職金を支給することができる。
 - 3 法人独自の退職金の財源に充てるため、引当金を計上するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程の一部改正（令和2年3月23日決定）は、令和2年4月1日より施行する。